

一者応札、応募に係る改善方策について

平成 21 年 3 月 31 日

財 務 省

財務省では、随意契約見直し計画の推進により、従来競争性のない随意契約を行ってきたものについて一般競争入札等の競争性のある契約方式への移行を推進してきたところである。

一方で、一般競争入札や企画競争を実施した結果、一者応札、一者応募となっている事例が散見される事態となっている。これは、入札等に付したものの競争性が十分に確保されていないことがその一因になっていると考えられ、財務省としてもこうした事態を回避し実質的な競争性を確保するため、以下のとおり改善方策を定めて取り組むこととする。

1. 財務省における一者応札、応募の要因別類型

- ① 業務に特殊性・専門性があるもの(特殊な知識、技術を要する業務で、対応できる者が限定的になっているもの)
- ② 業務の履行にあたって必要な条件を付す必要があるもの(地理的条件など一定の条件を付しているもの)
- ③ 過去に契約実績がある者が有利となっているもの(庁舎管理等、過去に契約実績がありノウハウを持った者などが有利となる分野で、対応できる者が限定的になっているもの)
- ④ 特殊な技術、特定の情報を有する者が有利となっているもの(既存システムの運用・保守など、開発業者以外の者が参入をしない傾向が見られるもの)
- ⑤ 参加可能な者が少数のもの(電力等、調達対象に地域性があつたり、特殊であるなどにより、対応可能な者が限定的になっているもの)

2. 改善方策

(共通項目)

(1) 公告期間の十分な確保

現在、休日を含めて10日間以上としている公告期間について、① 過去に一者応札、応募となった契約で引き続き同様の結果が想定されるもの、及び、② 新規の案件であっても応札者が少数であると見込まれるものは、原則として開庁日で10日間以上の公告期間を確保する。

なお、公告期間として、公示日の翌日から起算して必要な書類の提出期限(又は入札説明会)の前日までの期間とすることを徹底する。

(2) 公告周知方法の改善

公告については、財務省の各発注機関(財務本省、財務局、税関、国税庁及び国税局)において掲示板、ホームページ、官報等により行っているが、より多くの者へ公告案件を周知するため、① 全省庁調達情報提供システム(電子政府の総合窓口(e-Gov)で提供する情報システム)のなお一層の有効活用を図り、また、② 同一地域に所在する財務省の他の発注機関のホームページにおいて、互いの入札情報を容易に閲覧できる環境を整え、より広範囲にわたる情報提供の場を確保する。

(3) 業務等準備期間の十分な確保

一者応札、応募となっている契約については、業務等の内容に応じ、① 契約(落札決定)後の準備期間をよく考慮したうえで契約期間等を設定し、また、② 年度当初から業務等が開始されるものについては、落札決定から業務等開始までに十分な期間を設けられるよう入札実施時期を設定することにより、それぞれ新規参入を促す。

(4) 業者等からの聴き取り

業務等に関心を持ち入札説明を受けたものの、後になって入札への参加を取止めた業者等から、取止めを決定した要因、及び、どのような状況になれば参加が可能と考えるかなど、事後に聴き取り調査を行い、その結果を集約し検討したうえで対応可能なものは以後の入札等に反映させる。

(個別項目)

(5) 過去に契約実績のある者及び特殊な技術、特定の情報を有する者に有利となっているものへの対応

- 情報システムの運用・保守など、当該システムにかかる詳細部分の情報が少ないため、不具合が生じた際の費用リスクが新規参入を阻害している一因と考えられるものについては、単年契約が望ましいと認められるものを除き、リスクを考慮したうえでの長期的な企業判断を可能とするため、国庫債務負担行為を活用した複数年契約の一層の推進を図る。
- 当該業務が適切な発注単位となっているか検討を行い、一括調達又は区分調達への移行を検討するなど、発注コストも考慮しつつ競争性の確保を図る。
- 今後の調達において、業務の性質上可能と判断されるものは、賃貸借契約と保守契約を一体で調達することなどを検討する。

3. フォローアップ

一者応札、応募となっている契約案件については、会計監査や入札等監視委員会(第三者委員会)等においてその要因を個別に把握・分析し、それに対応した具体的な方策を講じられるよう、引き続き検討、審議を行う。